

課税免除や補助金を交付

企業の設備投資を応援します

市では、工場・事業所などの新設、増設を行った企業に対し、一定の条件のもと固定資産税の課税免除（5年間）や、市民を雇用した場合の雇用奨励補助金（1人に付き20万円）を交付しています。

◆対象となる要件

原則として、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学

術・開発研究機関、宿泊業の用に供する建物、敷地および償却資産で、次の要件を全て満たす必要があります。

ただし、敷地の場合は、土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設を行った場合に限りです。

①取得価格の合計が3000万円を超えること。

②常用雇用する従業員数が、5人以上であること。

③雇用奨励補助金は、奨励措置を受けた工場などが稼働した日の前後6カ月以内に雇用された市内に住所を有する人で、雇用の日から1年を経過した常用雇用者を有すること。

◆申請方法

所定の申請書に添付書類を添えて、商工観光課（市役所3階）まで提出してください。申請書は市ホームページから取得できます。

なお、申請にあたっては、事前に左記までご相談ください。

申問 商工観光課企業立地推進室
☎73・0014

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない



冬の交通安全運動

年末は、お酒を飲む機会が増え、日没が早く日の出も遅い時期であることから、飲酒運転による交通事故や、夕暮れ時から夜間、明け方にかけての交通事故の増加が心配されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

◆運動重点

- ①飲酒運転の根絶に向けた取り組みの推進
- ②夕暮れ、夜間、明け方における交通事故防止
- ③自転車ヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

問 環境生活課市民協働班
☎73・0088

違反すると厳しい罰則が

ストップ野焼き

ごみの野外焼却（野焼き）は、煙や悪臭に加え、有害物質であるダイオキシン類の発生原因となるため、法令で原則、禁止されています。

家庭用の小型（簡易）焼却炉であっても、法令で定める一定の構造基準（※）を満たすものでなければ焼却することはできません。違反した場合は、1000万円以下の罰金などの厳しい罰則が設けられています。

また、稲わらの焼却など、農林漁業を営むためにやむを得ない場合があります。

問 環境生活課環境班
☎73・0088

得ず行う焼却は禁止の例外とされていますが、焼却する場合は、周辺住民へ配慮し、火災の発生に注意してください。

野焼き行為を発見した場合は、環境生活課または匠瑤警察署（☎72・0110）までご連絡ください。

※構造基準…①800℃以上の高温で焼却できる ②燃焼ガスの温度を測定する装置が設けられている ③燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられている など

また、稲わらの焼却など、農林漁業を営むためにやむを得ない場合があります。

問 環境生活課環境班
☎73・0088

奨励措置の内容

1. 固定資産税の課税免除

奨励措置の対象となった建物、敷地および償却資産に課せられる固定資産税を5年間免除します。

2. 雇用奨励補助金の交付

奨励措置を受けた工場などで新たに市民の雇用を行った場合に、1人に付き20万円を交付します。

「二十歳のつどい」のご案内



1/12 八日市場ドーム

「令和7年二十歳のつどい」を、1月12日（日）に八日市場ドームで開催します。案内状は、11月上旬に対象者へ送付しました。

まだ案内状が届いていない人は、下記までお問い合わせください。

開式…10時30分（受け付けは9時30分から）

対象…①平成16年4月2日～17年4月1日生まれの市内在住者 ②令和元年度市内中学校卒業生

※観覧席は、メインアリーナ2階を予定。

問 生涯学習課生涯学習室 ☎67-1266

特等は30万円分の商品券！

そうさ歳末ジャンボ宝くじを 12月末まで配布

市商業活性化実行委員会では、「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」を発行し、歳末大売り出しを行います。

12月31日(火)までに、大売り出しのチラシを掲示した市内の加盟店で買い物をすると、1,000円のお買い上げに付き、宝くじが1枚プレゼントされます。

配布期間…12月31日(火)まで

抽せん日…令和7年1月12日(日)14時～

引換期間…1月17日(金)～21日(火)

引換場所…商工会館(9時～17時に受け付け。土・日曜日実施)

※引換期間を過ぎた宝くじは無効。



賞品内容			
特等	共通商品券	300,000円分	(3本)
1等	同	100,000円分	(6本)
2等	同	10,000円分	(30本)
3等	同	3,000円分	(300本)
4等	同	1,000円分	(3,000本)
5等	実用商品など		(30,000本)

※特等組違いはありません。

問市商工会 ☎72-2528

放課後児童クラブ・放課後子ども教室

7年度入所・入級申し込み

放課後児童クラブと放課後子ども教室では、令和7年4月からの入所・入級申し込みを受け付けます。

申込書などは学校教育課(市民ふれあいセンター1階)および各クラブ・各教室で配布する他、市ホームページからも取得できます。

◆放課後児童クラブ

市内の小学校に通う児童を対象に、放課後の留守家庭児童の保育を行います。

申し込み：12月9日(月)～令和7年1月16日(木)に加

入申込書と就労証明書などを学校教育課または各児童クラブへ提出
※定員を超える場合は、3年生以下の児童を優先。長期休業期間のみの利用を希望する

人も、できる限りこの期間に申し込みをお願いします。

◆放課後子ども教室

八日市場小学校、吉田小学校、豊和小学校に在籍する児童を対象に、放課後の安全・安心な活動場所を提供し、体験活動などを行います。

申し込み：12月9日(月)～12月27日(金)に入級申込書を学校教育課または各子ども教室へ提出
※定員を超える場合は抽選。

申問学校教育課指導班

☎73・0094

脱炭素のすすめ

Vol.09

「省エネについて」

私たちが生活をする際に使っている電気やガスなどのエネルギー消費量を上手に減らすことで、CO₂(二酸化炭素)が減り、脱炭素化が進むと共に私たちの生活をより豊かなものにすることができます。

◆身の回りでできる省エネ

私たちの使っている電気製品は、家庭におけるエネルギー消費量の約2分の1を占めています。これを抑えるためには、小まめにスイッチを切ることや省エネモードに設定する、エネルギー効率の高い製品に換える方法などがあります。また、窓を断熱効果の高い二重窓などにすると省エネになると同時に防音効果や外気温の寒暖差の影響を受けにくくなるなど生活環境も改善されます。

市では、昨年11月に環境省の脱炭素先行地域に選定されたことを受け、今年度から新たに「ゼロカーボン推進課」を設置しました。このコーナーでは脱炭素社会の実現に向け、さまざまな情報を発信していきます。

問ゼロカーボン推進課 ☎73-0019

◆省エネを進めるにあたり

省エネを進めるためには、日常での取り組みの他、エネルギー効率の高い設備へ取り替えるなど費用のかかることも必要ですが、補助金制度やリース契約などを活用すれば家計への負担を抑えつつ、エネルギーの消費量を抑えることができます。

市では、電気自動車や太陽光発電設備など家庭の省エネ設備の導入に対する補助金を交付しています(予算に限りがあるため、予算額に達した時点で受け付けを終了します)。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

▼市ホームページはこちら

